

財務省告示第五十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年一月十六日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二年）（第二百四 十回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で四十一億円	四十一億百七十六万三千円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年一月十六日

十 発行価格 額面金額百円につき百円四銭三

十一 利率 年〇・三パーセント

の経過利率 年〇・三パーセント

算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利子 平成十八年七月十五日を支払期

と、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子 毎年一月十五日及び七月十五日

を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十年一月十五日 額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還期限 平成十八年一月十六日

十六 償還金額 払込期日

十七 元利支所

十八 払込期日